

文教委員会記録（速報版）

令和7年12月5日開催

付議事件

1 第87号議案 府中市体育施設条例の一部を改正する条例

○松村祐樹委員長 付議事件1、第87号議案 府中市体育施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当者から説明を求めます。どうぞ。

○塚本 淳スポーツタウン推進課長補佐 ただいま議題となりました第87号議案 府中市体育施設条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

本案は、市民球場の機能の充実を図るため、整備する屋内練習場について、市民利用に供するに当たり、所要の改正を行うものです。改正の内容につきまして、議案書に基づき御説明させていただきます。恐れ入りますが、システムの2ページを御覧ください。

初めに、別表第2は「市内に居住するものの使用料」を規定する表でございますが、1時間当たり1室600円と定めるものでございます。

恐れ入りますが、システムの2ページから3ページを御覧ください。続きまして、別表第3は「市外に居住するものの使用料」を規定する表でございますが、1時間当たり1室1,200円と定めるものでございます。

最後に付則でございますが、令和8年2月1日から施行するものとしております。

以上で、府中市体育施設条例の一部を改正する条例の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松村祐樹委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。前川委員。

○前川浩子委員 ありがとうございます。屋内練習場ができるということで、野球をやっている方々の中には、本格的な球場になるねというお喜びの声が多いんですけども、これは予約で使わせていただくのでしょうか。あそこ、大きな大会があるので、甲子園の予選もやってますので、そういうときの使い方はどうなっているか、2点お聞かせください。

○松村祐樹委員長 答弁お願いします。どうぞ。

○塚本 淳スポーツタウン推進課長補佐 それでは、順次お答えをさせていただきます。

まず初めに、当該施設は予約で使うのかというところでございますが、事前に予約をしていただくような形になります。今後は、公共施設予約システムなどでも予約が取れるような形で進めてまいります。

続いて、2点目の大会利用というところでの当該施設の利用方法でございますけれども、基本的に当該施設、グラウンドとの一体的な利用というところは優先的に考えて使用に供してまいりたいと考えておりますが、グラウンドの利用者が使用しない場合は、別の団体が使用することも想定しながら運用を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。前川委員。

○前川浩子委員 御丁寧に説明ありがとうございました。甲子園予選などでは、それぞれのチームが練習する場とかいろいろお声を聞いていたので、これで大分改善されると思いますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。えもと委員。

○えもとひろあき委員 御説明ありがとうございました。グラウンドの一体的な利用ということで、先ほどの質疑で確認をさせていただいたんですけども、他自治体において同じような施設があるかと思います。そちらの料金はどうなのかというところと、そこの

広さはどれぐらいのもので、府中市とどう違うのかというのを教えていただきたいと思います。

○松村祐樹委員長 答弁お願いします。どうぞ。

○塚本 淳スポーツタウン推進課長補佐 当該施設の近隣市における状況というところで、まずお答えをさせていただきますが、こちら、類似施設というところは都内施設に見当たりませんで、近隣の神奈川県川崎市の等々力球場内の屋内施設というところが類似施設に挙げられるかと思います。なお、等々力球場の施設使用料につきましては、市内、市外ともに1時間当たり1,000円という形になってございます。また、等々力球場の屋内施設の面積でございますが、333平米と聞いております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。えもと委員。

○えもとひろあき委員 御説明ありがとうございます。等々力等を参考にされているとは思ふんですけども、グラウンドとの一体的な利用ではあるものの、利用の見込みというのを立てていらっしゃるのかどうか教えてください。

○松村祐樹委員長 答弁お願いします。どうぞ。

○塚本 淳スポーツタウン推進課長補佐 利用の見込みでございますが、当面の間につきましては、現状においては50%程度下回るような形で今想定はしておりますが、グラウンド自体が99.4%以上の高稼働の市民球場となっておりますので、今後はより高みを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。えもと委員。

○えもとひろあき委員 ありがとうございます。どんどん稼働実績を積み重ねることによって稼働率もいろいろ工夫もされていくと思いますので、適切な運用と、スポーツ施設でありますので事故がないように注意をしていただいて、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。西の委員。

○西のなおみ委員 まず確認なんですけれども、今回、練習場の使用料についての改正条例ということなんですが、市民球場のグラウンド全体についてはどのようにになっているのか。今回、練習場だけということで、グラウンドのほうの使用料などについての変更があるのかというのと、来年の2月1日から施行ということなんですが、2月1日からこの練習場が使えるということなんだと思いますが、グラウンドのほうの予定がどうなっているのかをお聞きします。

それから、今後、人工芝でのグラウンドですとか、こういった練習場が使われていく上で、どういった管理の仕方をしていくのか、体制であったり、委託なのか、その辺りについての詳細をまずお聞きしたいと思います。

○松村祐樹委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○塚本 淳スポーツタウン推進課長補佐 それでは、順次お答えいたします。

初めに、グラウンドを含む球場全体の使用料の見通しというところでございますが、ここで人工芝化をしたグラウンドの使用料なども含めまして、今後、令和8年度以降に、全序的な使用料の見直しのタイミング、関係課が進めるタイミングがございますので、そのタイミングを捉え、確定した決算値であるとか、そういうものを踏まえた上で、改正の必要性というところも含め検討してまいりたいと考えております。ですので、しばらくは据置きという形です。

続いて2点目でございますが、グラウンドの供用開始というところでございますが、基本的には同様に2月1日というところを想定してございます。

続いて、最後に3点目の当該施設の管理方法というところでございますが、当該施設につきましては、グラウンドと建物というところで大別できるわけでございますが、グラウンドについては、グラウンドの管理の専門の事業者に委託をしているような形で運

営をしております。また、建物内につきましては、シルバー人材センターというところで委託をしながら管理を行っています。そしてまた、市の職員も配置しておりますので、総合的な管理を行っているというような形で運営をしております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。西の委員。

○西のなみ委員 分かりました。グラウンドも2月1日から使えるということで、この予約とかそういったのはもう始まっているのかというのを確認したいと思います。管理については、グラウンドについては専門の事業者ということなんですが、これまで天竺芝だったと思いますが、その際はどういった管理業者が入っていたのかというのと、今後、人工芝になってからの管理体制がどのように変わってくるのか。あと、これまでもずっと気にしてきました環境への配慮についてなんですかけれども、工事が終わりまして、どういった環境への配慮が行われたのか、今後、運用面の中でどういった管理をしていくのか、環境面への留意をしているのかというところをお聞きします。それで、これだけの敷地での人工芝の運用ということで、ガイドラインなどをつくっていくことを検討しているのか、その辺りをお聞かせください。

○松村祐樹委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○塙本 淳スポーツタウン推進課長補佐 それでは、2回目の御質問に順次お答えいたします。

まず、グラウンドの予約というところでございますが、2月から供用開始するものの、今現在、野球オーストラリア代表などの利用を2月、キャンプの利用を予定しておりますので、市民利用というところでは3月1日からというところで考えております。また併せて、予約については3月1日から随時行ってまいりたいと考えてございます。

2点目でございますが、人工芝の管理体制が変わるというところで、今までどのような事業者が運営していたかというところ、天竺芝を委託している事業者につきましては、スポーツ施設の運営管理を専ら行うような事業者に委託を行っていた、これはグラウンドの管理運営を行っていたところでございます。

そして、次の質問の天竺芝から人工芝に変わることで、どのように管理方法が変わるのがというところでございますけど、グラウンドのクレーと言われている土の部分についてはそう大きく変わりません。おおむね同様となっております。芝の部分については天竺芝から人工芝に変わりますので、おおむね今まで日常の管理として、天竺芝では芝刈りや肥料の散布などを行っていたところ、人工芝ですと、施設の特性上、ブラッシングであったり、人工芝内に土が入り込むような、そういったところの除去をする、こういったところが天竺芝から人工芝に変わることによって特徴的な変化に当たると考えております。

続いて、3点目の環境への配慮というところでございますが、これまで日本スポーツ施設協会が定めるガイドラインに基づいて、当該グラウンドの改修に当たりましては、人工芝の選定、また排水設備への配慮などを行ってきたところでございます。今後も引き続き、このガイドラインに基づき、マイクロプラスチックの対応、環境面への配慮というのは努めてまいりたいと考えております。

最後に、4点目のところ、今の答弁につながりますが、そういった知見がもう既にございますので、そういったガイドラインなども定められているところでございますので、本市として独自のガイドラインを定める予定はございません。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。西の委員。

○西のなみ委員 分かりました。人工芝になって、管理の仕方も変わってくると思います。工事に当たっては、排水設備への配慮がされたということなんですが、3回目、質問として、具体的な配慮、ネットなどが、マイクロプラスチックとして流れ込まないような配慮がされることだと思うんですが、どれぐらいの粗さのネットなのか、あとは管

理の仕方については、管理の業者自体も替えていくのかというのと、今後の委託の形式がどのようにしていくのかというのをもうちょっと聞きたいと思います。

それと、特に独自のガイドラインはつくらないということなんですねけれども、グラウンドの特性によって排水によっても違ってきますし、この辺りについては、やっぱり独自のガイドライン仕様書というのをしっかりつくっていく必要があると思っています。例えばゴムチップについても、これまでの委員会などの質疑では具体的な量は示されなかつたんですけども、ゴムチップを追加していく量によって、どれぐらいの環境にそれが流れ出していくのかというのが見えてくるんですけども、その辺りについての見込みなど、どういったふうに考えていらっしゃるかというのを最後お聞きします。後で意見をさせてください。

○松村祐樹委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○塚本 淳スポーツタウン推進課長補佐 それでは、順次お答えをさせていただきます。

初めに、排水設備への配慮というところでございますけれども、今回、市民球場のグラウンドについては、集水ますが10か所ございます。そこに対して流れ込む動線が1か所当たり2個の経路がございますので、そこにメッシュフィルターをそれぞれつけていく。なので、グラウンドでは全体20個のメッシュフィルターを設置する予定となってございます。ただ、どれだけの目の粗さなのか、粒度なのかというところは具体的な数値は持ち合わせておりません。

続いて、2点目の管理の方法を変えるのかというところでございますが、今後も引き続き人工芝化しても、市民球場の施設管理業務委託ということで、先ほど申し上げたスポーツ施設の管理運営を専ら担うような事業者を想定しながら、委託というものは引き続き考えていきたいと考えております。

3点目でございますが、失礼しました。最後に……、申し訳ございません。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○古田 実文化スポーツ部次長 それでは、3点目の質問のグラウンドの特性によって独自のガイドラインというところでございますけれども、まず私どもといたしましては、今回の日本スポーツ施設協会のガイドライン、こういったものをまず軸として考えて適切に管理をしていきたいと思っています。しかしながら、現在のガイドラインに満足をせず、今後も様々な情報を収集しながら、さらに適正な方法があれば、それも検証しながら、今後安全・安心な施設の管理に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○森影 亘建築施設課長補佐 すいません、1件目のネットの粗さの部分の補足をさせていただきますが、フィルターのネットのほう、3層で3段階に分かれて流出物の採取を行うこととしておりまして、一番目が細かいところでは直径1ミリのフィルターがついております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 ゴムチップとかその辺の……、大丈夫でしたか。どうぞ。

○塚本 淳スポーツタウン推進課長補佐 大変失礼いたしました。ゴムチップの流出の見込み量というところでございますけれども、これは今申し上げたようなフィルターを設置し、極力流出しないような対応に努めてまいりますので、今後そういう中で状況なども確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。杉村委員。

○杉村康之委員 今の質疑でほぼ分かってきたんですが、僕のほうで関連してすげど、1件だけ。屋内練習場の場所は、前、倉庫だったと思うんですけど、倉庫にあったものなんかは今どこに納めているのかということだけ確認したいと思います。

○松村祐樹委員長 答弁お願いします。どうぞ。

○塚本 淳スポーツタウン推進課長補佐 屋内練習場の前にあった倉庫でございますが、球場内の別のお部屋を倉庫として活用し、今バックネット裏ですね。失礼しました。電光掲示板の建屋の倉庫に格納しております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。杉村委員。

○杉村康之委員 分かりました。ちょっと前より狭くなった感じがするかなと思うので、いろいろ整理して、出し入れなど、難しいかなと思うんですけど、その辺も工夫してできるようにしていただければと思います。よろしくお願ひします。

○松村祐樹委員長 そのほか御発言はございますでしょうか。よろしいですか。西の委員。

○西のなおみ委員 それでは、意見をさせていただきます。人工芝については、やっぱり環境への問題が大きいと思っています。地球温暖化の問題にも大きく影響しますので、そういう中で（「人工芝、関係ないと思う」と呼ぶ者あり）人工芝も大きく関係するんです。（「 」と呼ぶ者あり）私語はやめていただけませんか。（「独り言なんだ」と呼ぶ者あり）独り言もやめていただけませんか。

○松村祐樹委員長 続けてください。

○西のなおみ委員 運用面についても、独自のガイドラインをつくらないということであれば、仕様書などにしっかりと入れていくことが必要だと思っています。例えばメッシュフィルター、1ミリ程度の大きさということなんですねけれども、それで十分なのかというところにも問題があると思うんですが、ここを不織布のような細かいものにしたとすると、今度は雨が降ったときにどれぐらいの頻度で交換するかとかというところの問題が出てきます。そういう中で人工芝運用が始まるというところにつきまして、私としては賛成ができませんので、反対の意見を申し上げます。

○松村祐樹委員長 そのほか御発言はございますでしょうか。よろしいですか。いいですか。前川委員。

○前川浩子委員 この議題は屋内練習場のことでございますので、議題に沿った審議を行ってほしいと思います。

以上です。

○松村祐樹委員長 そのほか御発言はございますでしょうか。よろしいですか。杉村委員。

○杉村康之委員 反対もあったので、人工芝の件もいろいろあるとは思うんですが、議題は屋内練習場の話なので、屋内練習場のこの議題については賛成いたします。

○松村祐樹委員長 （「 ですか」と呼ぶ者あり）もう意見は聞いていますので、大丈夫です。そのほかありますでしょうか。よろしいですか。えもと委員。

○えもとひろあき委員 今回改正する条例について、利用者にとって様々な形でスポーツを楽しめるというところ、また稼働率など、川崎市の施設のことも聞きました。府中市のスポーツに対して貢献するものだと思いますので、賛成をいたします。

○松村祐樹委員長 そのほか御意見はございますでしょうか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 御異議がありますので、举手により採決いたします。

本案について賛成の方の举手を求めます。

〔賛成者举手〕

○松村祐樹委員長 举手多数であります。よって、第87号議案は可決すべきものと決定いたしました。

○松村祐樹委員長 続いて、付議事件2、第88号議案 府中市立保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当者から説明を求めます。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 ただいま議題となりました第88号議案につきまして御説明申し上げます。本案は、市立小柳保育所の名称及び位置の変更に伴うほか、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、平成26年1月に策定した「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」に基づき、市立保育所を重点的に集約し、基幹保育所として再編を進めておりますが、基幹保育所となる市立小柳保育所につきまして、名称を「市立日吉保育所」に変更し、位置を変更するものでございます。また、市立八幡保育所は、市立日吉保育所に統合した上で廃止するものでございます。

それでは、改正内容につきまして、議案書に基づき御説明申し上げますので、恐れ入りますが、システムの2ページをお願いいたします。

第2条第7号「府中市立小柳保育所 府中市小柳町2丁目34番地の2」を「府中市立日吉保育所 府中市是政1丁目10番地の14」に改め、第8号「府中市立八幡保育所 府中市八幡町1丁目12番地の12」を削除した上で、第9号から第11号までを1号ずつ繰り上げるものでございます。

最後に付則でございますが、条例の施行期日を令和8年4月1日と定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松村祐樹委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。西の委員。

○西のなみ委員 今回は小柳保育所と八幡保育所が日吉保育所に統合されるということで、スケジュールは特に変更などではなく順調だったのかと思っていますが、1点、八幡保育所についてお聞きしたいんですけれども、こちらは建物に愛馬保育所という名称もついていて、競馬場にちなんだところに建っていたというところで、競馬場から借りた土地だったりしたのかなと思っているんですが、その辺りについてと、あと今後の土地活用についての予定があれば教えてください。

取りあえず、それで結構です。

○松村祐樹委員長 答弁お願いします。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 それでは、お答えさせていただきます。

まず、八幡保育所につきましては、委員のおっしゃるとおり愛馬保育園というところで、競馬場から譲り受けたものになりますので、今は市の所有物となってございます。

今後のスケジュールでございますが、来年度、八幡保育所、小柳保育所につきましては解体を予定しております。その後の土地活用については、現在のところ未定でございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。よろしいですか。

○西のなみ委員 分かりました。ありがとうございます。

○松村祐樹委員長 そのほか質疑・意見はございますでしょうか。前川委員。

○前川浩子委員 様々なスケジュールがスムーズに進んでいるとは思いますけれども、保育所に通う子供とその親御さんにはやはり大きな変化がありますので、この時点で何かお声を聞いていたら教えていただきたいと思います。1件です。

○松村祐樹委員長 答弁お願いします。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 現在、小柳保育所、八幡保育所に通われている保護者につきましては、やはり場所が変わることから、移転となる日吉保育所を事前に見学等をしたいという声が上がっておりまして、それに対応できるよう今検討しているところで

ございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。前川委員。

○前川浩子委員 ありがとうございます。やはり保育所が替わるというのは、私も保育園通いで子供を育てたので、いろいろ思うところがございますので、ぜひ丁寧に御対応を願いたいと思います。ありがとうございます。

○松村祐樹委員長 そのほか御発言はございますでしょうか。えもと委員。

○えもとひろあき委員 確認だけさせてください。今回の移転の部分で影響を受ける人数を教えてください。

以上です。

○松村祐樹委員長 答弁お願いします。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 影響を受ける人数でございますが、現在、小柳保育所、八幡保育所に通っているゼロから4歳児クラスの児童になりますが、今、令和8年度4月の入所受付期間でございまして、今後、場合によっては転所の申込み等もございますことから、まだどのくらい影響が出るかという正確な人数としては捉えていないところでございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。（「確認だけですので」と呼ぶ者あり）よろしいですかね。ほかに御発言はございますでしょうか。よろしいですか。

御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案について可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 御異議なしと認め、第88号議案は可決すべきものと決定いたしました。

3 第89号議案 府中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

○松村祐樹委員長 次に、付議事件3、第89号議案 府中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について担当者から説明を求めます。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 ただいま議題となりました第89号議案につきまして御説明申し上げます。本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容でございますが、虐待を受けた児童等への対応の強化のため、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等が創設されるなど、児童福祉法第33条の10において条項が追加されたことなどに伴い、本市の条例において用いられている同法の引用条項を変更するものでございます。それでは、改正内容につきまして、議案書に基づき御説明申し上げます。恐れ入りますが、システムの2ページをお願いいたします。

第1条は、府中市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。第12条は虐待等の禁止について規定しております、児童福祉法において条項が追加されたことに伴い引用条項を変更するため、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものでございます。

第2条は、府中市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。

恐れ入りますが、システムの3ページを御覧ください。第14条は、特定教育・保育の取扱い方針を規定しております、認定こども園法の文言が、第1号中「以下この号及び次号」以外にも追加されることから、「以下」に改めるものでございます。

第24条は虐待等の禁止を規定しております、児童福祉法のほか、追加された一部の施設においては認定こども園法が適用となることから、引用条項を変更・追加するため表記を改めるものでございます。

システムの4ページを御覧ください。第3条は、府中市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。第10条は虐待等の禁止について規定しております、児童福祉法において条項が追加されたことに伴い引用条項を変更するため、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものでございます。

第4条は、府中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございます。第13条は虐待等の禁止について規定しております、児童福祉法において条項が追加されたことに伴い引用条項を変更するため、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものでございます。

最後に付則でございますが、公布の日から施行するものと定めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松村祐樹委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。前川委員。

○前川浩子委員 御説明は分かりました。改正しなきゃいけないのも分かりました。これというのは、こども家庭庁が出している保育所や幼稚園等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン系のお話ですよね。じゃ、今回、このガイドライン等々に沿って、この条例を改正するときに、府中市においてはどのような影響があるのかと、どのようなことをしなくてはならないのかというのが明確になっているのかどうか。今までこども家庭庁の発信の仕方もよく分からなくて、調べても明確でないところが多かったんですけども、その辺、国や東京都から府中市にきちんと情報が来ているのかどうかというのをお聞かせいただければと思います。

○松村祐樹委員長 答弁お願いします。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 このたびの児童福祉法改正に伴う市の対応の変化及び東京都のほうでの対応が変わりますので、東京都や国から通知につきましては適宜来ているところでございます。

市として変わることについてでございますが、今まででは不適切保育というところで、市のほうでヒアリング、聞き取りや対応を行い、東京都のほうに報告していたところでございますが、今回、認可保育所については所管行政庁が東京都となることから、虐待の対応については東京都が主となって対応することとなりますので、対応に当たっては東京都と十分協議しながら対応していくことになるところでございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。前川委員。

○前川浩子委員 そのところがよく分からぬというか、今までですと府中市において、いち早くヒアリングや現場に入ることで、今話題になっています不適切な保育というものを防いできたというところがあるんですが、このガイドライン等々を幾ら読んでも東京都が出てきできんのかねと思っているところがあるので、私、東京都にも聞いてみたんですけども、できますとは言うけど本当にできるのか、現場を知っているのかなど思うところがすごくあるんです。なので適時、ケースもいろいろだと思いますので、市が先に動かざるを得ないところもあると思うんですけども、そういうときには市が動いていくのかとか、要対協との関連とかはどのようにお考えになっているのか、お聞かせいただきたいです。

○松村祐樹委員長 答弁お願いします。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 虐待につきましては早期対応が重要だと考えておりますことから、所管行政庁が東京都である場合につきましても、初動は、市に認可保育所がある限りは、東京都に報告しながら初期の施設への情報収集等は市のほうで対応する方向

でいいかというのを東京都に確認を取りながらやっていくことと考えております。

また、被害を受けた児童によっては、要対協とか関係機関のほうに情報提供しながら、適宜適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。前川委員。

○前川浩子委員 府中市においては、虐待は、「たっち」ができた頃にも児相に職員を派遣するなど非常に力を入れてやってきたところがございますので、はっきり言ってしまうと、訳が分からぬこのガイドラインではなくて、府中市の子供たちにとって一番よいことを関係各課でお考えいただきまして、情報収集は市、そりやそうですね、東京都が動くよりも市のほうが早いんですから、何とぞその辺のところを丁寧に対応していくいただければと思います。

以上です。ありがとうございます。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。西の委員。

○西のなおみ委員 今回の改正については、こども家庭庁のホームページに分かりやすく書いてあるのですぐ分かるんですけども、確認ですけれども、24条だけが文言が違って、いろいろ施設が指定されているというところで、趣旨としましては、施設内での虐待が想定されているものだと思っています。そこで、法改正の内容を見ますと、虐待の義務化的なものが課せられたというのが条例改正の内容なのかなと捉えているんですが、それで合っているのかというのを一つお聞きします。

それから、都への通報義務、恐らく都が中心になるんだと思うんですけども、通報の手順だったり、変わってくるもの、これまでの対応と違ってくるところがあれば具体的に教えていただけたらと思います。

以上お願いします。

○松村祐樹委員長 答弁お願いします。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 まず、今回の条例改正でございますが、児童福祉法のほうで近年、保育所等で不適切な保育や虐待が起きていたことから児童福祉法が改正されまして、虐待通報義務が新たにつくられて、虐待通報義務となる施設が追加されて、虐待の認定に当たって審議会のほうに意見聴取や報告をすることが変わったところでございます。今回の条例改正につきましては、所管行政庁が市であるところから条例を定めておりまして、その中で児童福祉法を一部引用しております、児童福祉法の改正があつたことから併せて条例も改正になったものでございます。

今後の流れでございますが、所管行政庁が東京都の場合につきましては、虐待通報が東京都や市両方にいいということになっておりまして、通報を受けた時点で双方が情報共有をして、対応方針を決めて、施設へのヒアリングを行っていくというような対応フロー図が都のほうから示されているものでございます。その後、施設ヒアリング等を行いまして、虐待認定の判断をして、その結果を審議会のほうに報告して、場合によっては意見をいただきたいというスキームになってございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。西の委員。

○西のなおみ委員 ありがとうございます。基本的には施設なので、保育所とかなので、保育支援課が担当になるのかと思うんですが、「みらい」だったり「たっち」だったりとの連携というものがあつたりするのか、その辺りの考えがあれば教えてください。

○松村祐樹委員長 答弁お願いします。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 「みらい」や関係機関との連携でございますが、まず、虐待を受けた児童が、「みらい」との関係がある児童につきましては「みらい」と情報共有しながら、その子のケアとか、どういった対応をしていくかということを協議しながら対応を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

- 松村祐樹委員長 答弁が終わりました。西の委員。
- 西のなおみ委員 今、不適切保育とか非常に話題にというか、問題になっておりますので、その対応というのが大事になってくると思います。「みらい」とも連携するということですので、引き続きの早急な対応を求めていきたいと思います。ありがとうございます。
- 松村祐樹委員長 そのほか御発言はございますでしょうか。えもと委員。
- えもとひろあき委員 質問というよりか意見なのですが、これまでの質疑で詳細は理解いたしました。従事する方からすれば、今までどおり適切な保育をするということは変わりなくて、市の対応も早期対応、初動についてもお答えいただいております。虐待から子供を守るため、適用範囲も広がったり明文化されたということは歓迎したいと思います。
- 以上です。
- 松村祐樹委員長 そのほか御発言はございますでしょうか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 松村祐樹委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。
- お諮りいたします。本案については可決することに御異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 松村祐樹委員長 御異議なしと認め、第89号議案は可決すべきものと決定いたしました。
-

4 第92号議案 府中市立日吉保育所（仮称）新築工事請負契約の変更について

- 松村祐樹委員長 次に、付議事件4、第92号議案 府中市立日吉保育所（仮称）新築工事請負契約の変更についてを議題といたします。
- 本案について担当者から説明を求めます。どうぞ。
- 上野紘美契約課長補佐 ただいま議題となりました第92号議案 府中市立日吉保育所（仮称）新築工事請負契約の変更につきまして御説明申し上げます。本案は、令和6年第3回定例会におきまして議決をいただき、現在工事を施行しております契約の一部を変更するものでございます。
- システムの2ページの議案書を御覧ください。変更する内容につきましては、契約金額について、6億9,410万円を2,312万2,000円増額し、7億1,722万2,000円に変更するものでございます。契約金額を変更する主な理由につきましては、物価高騰、資材単価水準等の変動に伴い、契約条項第26条第6項のインフレスライド条項を適用するため変更するものでございます。
- なお、令和7年11月4日付で、契約の相手方であります林・田丸屋建設共同企業体と契約変更に係る仮契約を締結しております。
- 以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。
- 松村祐樹委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。御意見もないですか。大丈夫ですか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 松村祐樹委員長 そうしましたら、御発言がないようですので、これより採決いたします。
- お諮りいたします。本案については可決することに御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 松村祐樹委員長 御異議なしと認め、第92号議案は可決すべきものと決定いたしました。
-

5 第93号議案 府中市立日吉保育所（仮称）新築に伴う電気設備工事請負契約の変更について

○松村祐樹委員長 付議事件5、第93号議案 府中市立日吉保育所（仮称）新築に伴う電気設備工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について担当者から説明を求めます。どうぞ。

○上野紘美契約課長補佐 ただいま議題となりました第93号議案 府中市立日吉保育所（仮称）新築に伴う電気設備工事請負契約の変更につきまして御説明申し上げます。本案は、令和6年第3回定例会におきまして議決をいただき、現在工事を施行しております契約の一部を変更するものでございます。

システムの2ページの議案書を御覧ください。変更する内容につきましては、契約金額について、1億8,810万円を1,465万2,000円増額し、2億275万2,000円に変更するものでございます。

契約金額を変更する主な理由につきましては、物価高騰、資材単価水準等の変動に伴い、契約条項第26条第6項のインフレスライド条項を適用するため変更するものでございます。

なお、令和7年11月4日付で、契約の相手方であります清水電設株式会社と契約変更に係る仮契約を締結しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松村祐樹委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 そうしましたら、御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 御異議なしと認め、第93号議案は可決すべきものと決定いたしました。

6 第94号議案 府中市立本町保育所移転・新設事業設計・施工業務一括契約の変更について

○松村祐樹委員長 次に、付議事件6、第94号議案 府中市立本町保育所移転・新設事業設計・施工業務一括契約の変更についてを議題といたします。

本案について担当者から説明を求めます。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 ただいま議題となりました第94号議案につきまして御説明を申し上げます。本案は、令和6年第1回定例会におきまして議決をいただき、現在工事を施行しております契約の一部を変更するものでございます。

恐れ入りますが、システムの2ページの議案書を御覧ください。変更する内容につきましては、契約金額について、8億7,008万9,000円を3,911万5,430円増額し、9億920万4,430円に変更するものでございます。内訳としましては、全額新築工事費となりまして、7億7,883万5,000円を8億1,795万430円に変更するものでございます。

変更する理由につきましては、物価高騰、資材単価水準等の変動に伴い、契約書の別紙3、契約代金の算定及び支払方法第8条第6項のインフレスライド条項を適用するため契約金額を増額するものでございます。

なお、令和7年10月16日付で、契約の相手方であります積水ハウス株式会社と契約変更に係る仮契約を締結しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願ひ申し上げます。

○松村祐樹委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。西の委員。
○西のなおみ委員 金額については分かりました。スケジュールのことでいま一度確認させていただきたいんですけども、本町保育所については時期がちょっとずれたことがあったかと思いますが、新しく供用開始する時期と、影響を受けている子供たちの状況がどんな感じなのかをいま一度確認させてくださいというのが1件と、伴いましてなんですが、公立保育園の再編が進む中で三本木保育所についてもスケジュールが変わってきていると聞いていますが、そこについても確認だけさせてください。

以上です。

○松村祐樹委員長 答弁お願いします。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 それでは、お答えさせていただきます。

まず、本町保育所につきましては、計画では来年の10月に建物の引渡しを予定しております、12月の供用開始を目指して整備を進めているところでございます。本町保育所につきましては、施設の目の前のほうに移転することから、保護者の送迎に係る影響はほとんどないものと捉えているところでございます。

続いて、三本木保育所のスケジュールでございますが、市立教育センター跡地活用事業の事業スケジュール等の見直しを行うこととなったことから、移転時期を当初、令和12年4月と予定していたところでございますが、現在、令和13年4月以降としておりまして、今後の対応については現在協議中というところでございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。西の委員。

○西のなおみ委員 ありがとうございます。本町保育所については分かりました。三本木保育所については、移転に向けて、一旦子供の受け入れの数を変更していたかなと思うんですが、その後の状況と今後の予定を確認させてください。

○松村祐樹委員長 関連ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）お願いします。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 三本木保育所の移転に向けた定員調整についてでございますが、北保育所及び三本木保育所での定員調整となります。当初、令和12年移転を予定していたところから、北保育所において、移転による定員調整の理由のほかに、ゼロ歳児の欠員が生じるところもあることから、北保育所のゼロ歳児の枠を定員調整を行ったところでございます。しかしながら、移転が延期となったことから、令和8年度につきましては、ゼロ歳児の定員調整した定員枠についてはそのままとし、当初であれば1歳児クラスの定員調整を行うところ、そちらは行わず、令和7年と同じ定員枠を確保しているところでございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。

○西のなおみ委員 分かりました。ありがとうございます。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。前川委員。

○前川浩子委員 以前も申し上げたことがあるんですけど、建設工事費の道路整備についてはもう完了しているということでよろしいのでしょうか。夏前の状況では、道路整備の内容に変更があったことなどから契約工期を変更するものですとして、契約が完了まで約8か月伸びているというのがあるんですが、この道路についてはいろいろありましたので、ガードパイプがとか出入口がとかいろいろありましたので、道路に関しては全て問題が解決されてオーケーなのかというのをお聞かせください。周辺道路についてです。

○松村祐樹委員長 答弁お願いします。どうぞ。

○古田裕樹保育支援課長補佐 それでは、お答えさせていただきます。道路につきましては、新設道路となったところについては工事を完了しております。供用開始を行ってい

るところでございます。保育所の建築に当たりまして、工事車両の搬入があるところから、一部ガードパイプをまだ設置していないところがございますが、工事完了後、ガードパイプも設置する予定でございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。前川委員。

○前川浩子委員 周辺道路がきちんと整備されているということをただいま確認いたしました。ありがとうございます。本町保育所に関しましては、設計・施工に関する一括契約なので、どのように動いていくのかというところは非常に関心を持って見てているところですが、道路のことがまず出てきていたり、これはインフレスライドで仕方がないことなんですが、周辺とこの保育所とがどうやってまちというものの中で成立していくかというのを注意深く見ていくので、随時御報告いただけますとありがたいです。よろしくお願ひいたします。

以上です。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 御異議なしと認め、第94号議案は可決すべきものと決定いたしました。

7 第95号議案 府中市生涯学習センターにおける指定管理者の指定について

○松村祐樹委員長 次に、付議事件7、第95号議案 府中市生涯学習センターにおける指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について担当者から説明を求めます。どうぞ。

○斎藤麻美文化生涯学習課長補佐 ただいま議題となりました第95号議案 府中市生涯学習センターにおける指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

恐れ入りますが、システム2ページを御覧ください。本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定するものでございます。

1の「公の施設の名称及び所在地」でございますが、名称は府中市生涯学習センター、所在地は府中市浅間町1丁目7番地でございます。2の「指定管理者の名称並びに構成団体の名称及び主たる事務所の所在地」でございますが、名称は、ミズノ・K P Bグループで、代表団体は美津濃株式会社、構成団体はミズノスポーツサービス株式会社及び株式会社ケイミックスパブリックビジネスでございまして、各団体の主たる事務所の所在地につきましては記載のとおりでございます。最後に3の「指定の期間」は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松村祐樹委員長 説明は終わりました。これより質疑・意見を求めます。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

お諮りいたします。本案については可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 御異議なしと認め、第95号議案は可決すべきものと決定いたしました。

- 8 第96号議案 府中市立府中の森芸術劇場における指定管理者の指定について
9 第97号議案 府中市立府中の森芸術劇場分館における指定管理者の指定について

○松村祐樹委員長 次に、付議事件8、第96号議案 府中市立府中の森芸術劇場における指定管理者の指定について、付議事件9、第97号議案 府中市立府中の森芸術劇場分館における指定管理者の指定についての2議案を一括議題といたします。

担当者から説明をお願いします。どうぞ。

○斎藤麻美文化生涯学習課長補佐 ただいま一括議題となりました第96号議案及び第97号議案につきまして、順次御説明申し上げます。

初めに、第96号議案 府中市立府中の森芸術劇場における指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

システム2ページを御覧ください。本案は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定するものでございます。1の「公の施設の名称及び所在地」でございますが、名称は府中市立府中の森芸術劇場、所在地は府中市浅間町1丁目2番地でございます。2の「指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地」でございますが、名称は公益財団法人府中文化振興財団、所在地は府中市浅間町1丁目2番地でございます。3の「指定の期間」は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

恐れ入りますが、第97号議案をお開きください。続きまして、第97号議案 府中市立府中の森芸術劇場分館における指定管理者の指定につきまして御説明申し上げます。

システム2ページを御覧ください。本件は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を次のとおり指定するものでございます。1の「公の施設の名称及び所在地」でございますが、名称は府中市立府中の森芸術劇場分館、所在地は府中市宮町1丁目100番地でございます。2の「指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地」でございますが、名称は公益財団法人府中文化振興財団、所在地は府中市浅間町1丁目2番地でございます。3の「指定の期間」は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○松村祐樹委員長 説明は終わりました。これより一括議題の2議案について質疑・意見を求める。よろしいでしょうか。杉村委員。

○杉村康之委員 一応、選定の特例の理由についてだけ聞いておきます。

○松村祐樹委員長 答弁お願いします。どうぞ。

○斎藤麻美文化生涯学習課長補佐 今回、選定に当たりましては非公募といたしまして、選定の特例ということで取扱いを行ってございます。府中の森芸術劇場及び芸術劇場分館につきましては、市民の芸術文化活動の振興を図ることを目的に設置した施設でありまして、府中文化振興財団の設立目的と密接不可分の関係にあるため、これを合理的な理由と判断し、また、両施設を一体的に管理することで施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できること等から、当該財団を候補者として選定したものでございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに御発言ございますか。前川委員。

○前川浩子委員 今回の指定に関わることで、障害のある方に関する選定基準に合理的配慮というのが入ったという、具体的にはどのようなことなのかお知らせください。

○松村祐樹委員長 答弁お願いします。どうぞ。

○斎藤麻美文化生涯学習課長補佐 今回、令和6年度に実施いたしました芸術劇場本館のほうの大規模改修におきまして、点字ブロック、誘導ブロックの敷設のし直しであった

り手すりの設置であったり桟敷席を椅子にするなどの変更を行いまして、より多くの方が利用しやすいような施設へしつらえを変更してございます。今後はそれらの機能を指定管理者として、障害のある方、また高齢者の方にも使いやすい施設として維持管理をしていただくとともに、ソフト的な場面で高齢者の方、障害のある方にも寄り添った対応をしていただくことで、より施設としての魅力の向上等につながるものと考えております。そういうところを求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。前川委員。

○前川浩子委員 具体的にありがとうございます。できた時期ができた時期なので、合理的配慮というのもともとあまり考えられてない建物であったと思うんですが、改修後に度々訪れていますけれども、大分違いますよね。特に私、点字ブロックに関しては厳しいのは皆さん御存じでしょうけど、この間も視覚に課題のある方と行ったんすけれども、結局、視覚に課題のある方は、点字ブロックがないと右も左も後ろ前も分からないので、だんだん、だんだん改善されているというお声を友人たちから聞いたので、これからまたいろいろ当事者の方のお声を聞いて、ますます府中の公共施設がよりよいものになっていけばと思います。

もう一つお聞きしたいのは、府中の森劇場もそうですけども、分館はとても利用率が高いですね。劇場のほうも大きなイベントは行われますけれども、様々なお部屋があって、それらの稼働率を上げていくため、ホールだけじゃなくて、稼働率についてどのように考えているのか、お聞かせいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○松村祐樹委員長 答弁お願いします。どうぞ。

○斎藤麻美文化生涯学習課長補佐 稼働率の向上につきましては、委員おっしゃるように、劇場の分館については非常に高い稼働率を現在も有しております。一方で、分館の場所が分かりづらいといったお声も引き続き頂戴しているところですので、場所の案内ですとか予約の仕方ですか、そういったところを分館のほうにつきましては力を入れて進めていきたいと考えております。劇場本館のほうにつきましては、今回の改修工事におきまして、例えば梅、櫻の間、これはこれまで貴賓室、来賓室として使っていた場所ですが、こちらをより多目的な会議等々でも御利用いただけるように改修を行っております。

また、平成の間にピクチャーレールを設置いたしまして、展示等々の催しも行えるようにしつらえを変更しておりますので、引き続き指定管理者とともに施設の魅力をうまくPRをして、より稼働率を向上させるような取組を考えていきたいと考えております。

以上です。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。前川委員。

○前川浩子委員 詳細にありがとうございます。以前に防災のこととかもお聞きしていますので、芸術劇場が、芸術劇場だけでなく、様々な色合いを持って、これから府中の市民に寄与していくのかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 御発言がないようですので、これより第96号議案及び第97号議案の2議案を一括採決いたします。

お諮りいたします。2議案については可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 御異議なしと認め、第96号議案及び第97号議案の2議案は可決すべきものと決定いたしました。

10 陳情第10号 府中市美術館総合管理業務委託（長期継続契約）の仕様書の記載条件についての陳情

○松村祐樹委員長 付議事件10、陳情第10号 府中市美術館総合管理業務委託（長期継続契約）の仕様書の記載条件についての陳情を議題といたします。

陳情の朗読をお願いいたします。どうぞ。

○二村善久議事課長 陳情人住所氏名は、東京都板橋区板橋2-64-6、株式会社三幸コミュニティマネジメント代表取締役、大屋貴幸さん。件名は、府中市美術館総合管理業務委託（長期継続契約）の仕様書の記載条件についての陳情。

1、趣旨及び理由。過度な仕様書内の必須条件により、競争の原理が働いておらず、実質一社独占状態になっております。事実、前回の入札では1回目の最低金額で応札をした業者が条件を満たしていなかったために辞退せざるを得なかった事案が発生しております。美術館からすると、より適正な業者に業務をお任せしたいという趣旨も理解はできますが、今のままでは意欲も能力もある会社が手出しをできない状況にあり、原価計算をすると、7,390万円の売上げに対して2,000万円強の粗利が出ている状況になっております。他の美術館・博物館の入札ではここまで事例はなかった認識をしております。

以上の状況は、現行の業者と担当課の過度な関係性により、府中市だけでなく市民の方々にも不利益な状況につながっているものと考えております。これまでの経緯として、秘書課を通じて市長及び契約課にも上申させていただきましたが、改善の兆しがうかがえる回答をいただけなかったために、このたび議会に陳情申し上げます。何とぞ改善していただくようにお願い申し上げます。

2、要望事項。別紙にございます以下の資格要件の削除をお願いいたします。当館と延床面積が同規模以上の博物館法上の登録博物館での機械設備等運転保守管理業務実績を有すること、資格等、当館と延床面積が同等以上の博物館法上の登録博物館での受付看士業務実績を有すること。責任者、看士、及び巡回警備に当たらせる者は、（中略）美術館・博物館における受付看士業務の管理責任者としての経験を1年以上有する者とする。なぜならば、現在履行されている業者様も初めて受託されたときには履行実績がない状況での受託だったことが必ずあったためです。また、受託した暁には、他の現場のスタッフよりも、まずは現在勤められている従事者の役務権の確保と意思が第一であると考えており、それは美術館も同じではないでしょうか。落札する条件として、他の現場スタッフありきの考え方では、府中市美術館の現従事者の立場や意思が度外視されており、現実的ではありません。ぜひとも適正な競争ができる状況に改善を求める。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 陳情を提出された方がお見えになっておりますが、補足説明についてはいかがいたしましょうか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 それでは、陳情を提出された方から補足説明を受けるため、委員会を休憩します。

午前10時40分 休憩

午前11時25分 再開

○松村祐樹委員長 文教委員会を再開いたします。これより質疑・意見を求めます。えもと委員。

○えもとひろあき委員 ありがとうございます。質問をさせていただきます。過去、資格要件を満たしていない業者が業務を担ったことがあるのかというところ、あと、一社独占かというところなんですかけれども、過去の取引で、形も様々、契約の形も変わっているとは思うんですけれども、同一の一社独占なのかどうか、他社が入ったことがあるのかどうか。

あと、陳情文にあります現行事業者と担当課の過度な関係性というものが条件を付していることということで関係性となってているんですけども、こちらに対してどのような見解があるのか、お願いします。

○松村祐樹委員長 答弁お願いします。どうぞ。

○上野紘美契約課長補佐 順次お答えいたします。

まず、資格がない事業者の方が落札し、契約したことがあるかというところですけれども、美術館総合管理業務委託について実績や資格については、資格要件を満たすことを証明する書類を御提出いただいているため、資格要件を満たさない業者の方が契約したことではないと捉えております。

それから、過去の取引に関しまして、同一の事業者がずっと履行をしているのかというところでございますけれども、総合管理委託については令和元年度から開始がされております。令和元年度と令和2年度で一つの契約、令和3年度、令和4年度で一つの契約、令和5年度から令和7年度で一つの契約で、今まで総合管理委託については3契約を結んでおりますが、こちらは全て現在の履行者が契約者となっております。

それから、その以前なんですけれども、総合管理を始める以前は三つの契約に分かれておりました。機械設備等運転保守管理と受付監視業務と清掃業務、この3本に分かれておりまして、現在、総合管理業務を担っている業者が機械設備等運転保守管理では平成29年度からになっておりますが、それ以前は別の事業者でございました。受付監視業務につきましては、現在担っている事業者が平成28年度から業務を履行しておりますが、それ以前は別の事業者でございました。また清掃業務につきましては、平成27年度から平成30年度は別の事業者が担っておりますが、平成25年度、平成26年度は、現在総合管理を担っている業者が履行しておりますが、それ以前は別の業者となっております。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○鎌田 享美術館副館長 担当課と現行業者との間に過度な関係性があるのかという御質問だったかと思いますけれども、そのような事実は一切ございません。また、過度な関係性について触れる中で、これらの資格要件を設けているからということだとすると、この資格要件を設けている意味は何かという質問も併せてあったかと思います。こちらの資格要件、現在の陳情で問題になっております府中市美術館と同規模の登録博物館での業務実績があることという部分でございますが、これは美術館の事業を継続し、併せて利用者の安全を図るために必要な措置と考えております。美術館の企画展では、国内外の美術館や個人から貴重で高価な美術作品を借用し、市民の皆さんをはじめとする来館者の皆さんに御観覧いただいております。

特に、国指定文化財や海外美術館の所蔵作品の借用に当たっては、作品の保護、保全を図るために、空調機器類を適切に運行して温湿度を厳密に維持することや、展示室外の機械警備及び人的警備体制を確保することが条件として提示されます。万が一にも機械設備運転や警備体制の不備によって借用している作品に損傷が生じた場合、あるいは来館者の危害が加えられた場合などは、損害の賠償にとどまらず、施設設置者、運営者の信用が失墜し、事業継続自体が不可能となります。美術館総合管理業務が機械設備運転や人的警護体制を担うことから、これら業務を十分に遂行できるかを判断するため、左記の要件を挙げているものでございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。えもと委員。

○えもとひろあき委員 お答えありがとうございます。国の重要文化財だったり国外の作家の作品、個人所有だったり、金額もそうなんですけれども、信用の問題になってくると思っていて、やはり実績を積むごとに年々責任は増しているとは思っているんです。それを考えると、僕は、直近何年以内に業務を担ったなども厳しくしてもいいとは思っています。管理不備によるトラブルというのも、全国的、世界的にも発生をしていますし、貴重な作品を展示するための保護だったり運用の部分では、質の担保というの

やはり必要だと思います。この質の担保の部分で、資格要件についてどう確認しているのかというところと、どのタイミングで行っているのか、虚偽の申告自体が可能なのかということを教えてください。

○松村祐樹委員長 よろしいですか。

○えもとひろあき委員 はい。

○松村祐樹委員長 答弁お願いします。どうぞ。

○鎌田 享美術館副館長 まず、資格要件の確認の時期や方法についてでございますが、開札時の1業者が決定後、契約前の段階で、改めて美術館より資格要件を証明する書類の提出を求めております。具体的には、警備業法上で定められた資格や電気工事士、ボイラー技士などの公的に付与、認定されるものについては、業者ないしは担当者に交付される認定書、証明書等の書類によって、また、業務実績については、契約書や日報など、業務に従事したことが客観的に証明できる書類によって確認しております。これらの書類を虚偽のものを提出するということは極めて困難であると認識しております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○上野紘美契約課長補佐 申し訳ございません。虚偽の申告について補足説明させていただきます。もし仮に虚偽があった場合は、府中市業者指名停止基準に基づき、虚偽記載に該当し、六月以上1年以内の指名停止措置ができることと定めております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。えもと委員。

○えもとひろあき委員 お答えありがとうございます。一度のミスが今後の作品の貸し借りや企画に影響することはやはり明白なので、貴重な作品、市の資産、信用を扱うもので守るものなので、専門性がとても高いと考えています。内容の部分につきましても、人員配置やオペレーション面で、延床面積という部分であったり、資格についても理解できるもので、今までの契約自体も入札状況などを見ても適正だと考えます。ただ、今後は入札前に条件を満たしているかという、前もって確認するとか、入札の形も含めていろいろと工夫と検討をお願いしたいと思います。本陳情に対して不採択を主張いたします。

○松村祐樹委員長 そのほか御発言はございますでしょうか。前川委員。

○前川浩子委員 今回、美術館の総合管理業務委託のことなので、美術館がどれぐらいの財産としての価値があるかというのをお知らせいただきたいです。作品の所蔵数として大体2,000点というのを伺っておりますし、先日買っていただいたすてきな岸田劉生もございますし、金銭で測るものではないという向きもあるかと思いますが、府中市の財産ですので、金銭的にというか、経済的にどれぐらいの財産であるかというのを教えていただきたく思います。まず1点。

○松村祐樹委員長 答弁お願いします。どうぞ。

○鎌田 享美術館副館長 現在の府中市美術館の所蔵作品点数は2,423点、財産登録上の総評価額は合わせて30億9,510万円となっております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。前川委員。

○前川浩子委員 2000年の10月に開館してから25年の間に、府中市の美術館が本当に、私が言うのもなんですが、成長し、すばらしい美術館になり、今ちょうど開催されている藤田の猫、物すごい人なので、昨日あたりもすごかった。そういう市内外の人が訪れる美術館という宝を私たちは大事にしていきたいわけですよ。それに関しては、先ほどのえもと委員の質問への御答弁の中にも、事業の継続性と市民の安全性と国内外、国指定絵画作品等々をお借りするときの信用性、信頼性というのが担保されなくてはいけないとお聞きしております。

ちょっと契約のほうにお聞きしたいんですけども、えもと委員の御質問の中にもあ

りましたけれども、陳情文の中にも、前回の入札の案件と書かれているところ、サンライズ社ともうお名前が出ていますけれども、サンライズ社が落札したけれども契約はできなかつたということについて、その経緯と理由を教えていただければと思います。

もう一つ、えもと委員の質問とちょっと重なる部分があるんですけれども、美術館としては、総合管理業務に求めている能力とは何なのかというのをお聞かせいただきたいと思います。事業の継続性と市民の安全性なんでしょうが。

もう1個あった。先ほど、札を入れて、その後辞退したら印象が悪いのでというお答えでしたけれども、辞退すると何らかペナルティーというのはあるのかどうかというのをお聞かせください。

以上です。

○松村祐樹委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○上野紘美契約課長補佐 それでは、まず入札の経緯について御説明をいたします。本件につきましては、令和5年3月2日に15者に対し指名を行い、同年3月16日に開札を行いました。その結果、15者中14者から応札があり、辞退は1者となっております。その後、資格要件の確認をする中で、開札当初の落札者が仕様を満たせないことが判明したため、落札後辞退となり、主管課において2番手から4番手の事業者で見積り合わせを行い、最初の入札の2番手の事業者が本件の契約を締結した経緯がございます。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○鎌田 享美術館副館長 ただいまの経緯につきまして、若干補足説明をさせていただきます。

まず、最初の開札時の1業者が資格を満たしていないということにつきましては、先ほどえもと委員の質問にもありました書類の提出が不十分であったため判断したものでございます。令和5年度におきましては、開札後1週間を経ての書類提出期間というのを求めておりましたが、その期間に十分な書類は出されませんでした。それを受けまして、先ほど契約課からも説明がありましたように、改めて見積書を作成する手間や、業務を請け負った後の実施性の高さ、さらに総合管理の次の開始期限まで1週間と迫っていたことから、2位から4位の1回目の入札価格が近接していました3業者に絞って、主管課である美術館において見積り合わせを行ったものでございます。

続きまして、前川委員の2番目の質問でございます美術館が総合管理業務に求めるものでありますけれども、委員からもお話のありましたとおり、来館者の安全を守ることと作品の保全を図ること、それらの2点でございます。これらの二つを維持していくことが、ひいては美術館あるいは府中市の事業の継続に必須なものと考えております。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○上野紘美契約課長補佐 それでは最後に、辞退によるペナルティーにつきましてお答えいたします。入札時に応札せず辞退した場合においての事業者へのペナルティーはございませんで、こちらは指名時に「入札の心得」というものをお渡ししております。入札の辞退の項目で入札を辞退することによって、以後の指名等において不利益にならないことを記載しておりますが、引き続き周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。前川委員。

○前川浩子委員 以上で大丈夫です。意見は後で。

○松村祐樹委員長 そのほか御質問ございますか。西の委員。

○西のなみ委員 幾つかお聞きしたいと思います。

まず、今回の陳情で言われています資格の厳しさというところで、例えばISOの取得のこととかについて、どれぐらい厳しいかというのをお聞きしたいんですけど、これを資格要件にしている理由。ISOのことと、あとは実績ですね。要件にしている理由を改めて教えてください。

令和元年に総合管理委託になった、委託の内容が変わったということなんですが、そ

の理由と、あと期間なんですけれども、令和元年と令和2年、それから令和3年と令和4年、令和5年から令和7年まで、2年、2年、3年となっているのかなと今お聞きして思ったんですが、この契約の期間の考え方を教えてください。

それから、先ほどの陳情者の方のお話の中で、指名競争入札であるからには、指名されたら、当然要件を調べているんであろうというような発言があったんですけども、そもそも指名競争入札にする理由、例えば制限付一般競争入札にできないのかとか、あとプロポーザルという入札の方法もあったりすると思うんですけども、その辺りの入札の方法について、何か検討してきたことがあるのかというのを教えてほしいです。

府中市美術館運営協議会というところで議論があったのかなと思っていろいろ見てみたんですが、平成24年の頃に、行財政改革の導入についての議論ということで、結論があまりはっきり出てなかったんですけども、美術館の運営について、直営のままでいくのかとか指定管理にするのかといったような議論がありまして、大方の意見が直営でという声が多くあったようなんですね。この考え方、これが平成24年だと思うんですけど、その後、議論が、この協議会または府内であったのかというところを教えてください。

以上お願ひします。

○松村祐樹委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○鎌田 享美術館副館長 西の委員の御質問に順次お答えいたします。

まず、資格要件のうち ISO45001についてでございます。こちらは、国際標準化機構、ISOが発行している国際的な規格で、労働者の安心・安全の確保と職場環境の改善を企業に求めるものです。この規格の有無は、被雇用者の就労環境に十分な配慮をしている証となります。平成30年に発行されまして、令和5年時点で国内の取得企業は1,900社余りとなっています。なお、この規格の前身となる基に、OHSAS18001というイギリス規格協会が中心となって定めた同じ趣旨の国際的な仕様があります。平成29年、つまり ISO45001が発行された前年の段階で、国内では1,700社余りが取得していました。しかし、ISO45001へと移行し、令和3年度には、このOHSAS18001は廃止になつております。

こちらを資格要件としている理由についてですが、美術館の総合管理の中で、監視警備業務の仕様書にこちらの要件を付記しております。美術館の監視警備業務は、来館者への接遇をしながら、その安全確保を図る一方、展示中の美術作品の保全を担うものです。来館者と作品の双方に常に気を配り続けなければならないため、身体的にも精神的にも大きな負荷がかかります。

また、来館者と作品の保全を図る必要から、美術館の開館中は間断なく受付や各展示室を網羅するよう人員を配置しなければなりません。週休日や休息時間を確保するためには、極めて多くの人員を適切に管理しなければなりません。これらの特殊性に鑑みて、実務に携わる方々の就労環境に配慮するために、業務委託元である美術館では、受託企業の資格要件としてこのISO45001を付しています。

続きまして、府中市美術館と同規模の登録博物館での業務実績というものを要件に付与している理由でございますが、これまでの答弁でもお話ししておりますように、府中市美術館では極めて高価な作品を所蔵しているとともに、国指定文化財や海外美術館の所蔵作品の借用というのを頻繁に行っております。本年度におきましては3件の指定文化財の借用を行っておりますし、昨年度も2件の展覧会において借用を行うというように、そうしたものが非常に頻繁に行われております。

そして、同じような内容の作品の借用あるいは管理を行う美術館というのは、府中市美術館と同じような規模、同じような面積を持っている館になります。これらの資格を満たしている美術館としましては、都内では、京橋のアーティゾン美術館、上野の上野の森美術館、あるいは八王子の東京富士美術館など10館以上がございます。また、隣接県の埼玉、千葉、山梨、神奈川の各県立美術館ですとか、同じく神奈川県の横須賀美術館、平塚市美術館など、隣接地域にも同じく10館程度の美術館がございます。このよう

な館、府中市美術館と同じような活動を行っている美術館のものを資格要件として挙げることは決して厳し過ぎるものではないと理解しております。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○遠藤勝久契約課長 次に、3点目の一般競争入札、またプロポーザル方式の考え方についてでございますけども、本市における案件につきましては、基本的に一般競争入札につきましては、5,000万円以上の工事案件、または物品購入において採用しております。それ以外の案件につきましては、指名競争入札または見積合わせによって契約を行っております。各市におきまして、運用についてはまちまちになりますけども、基本的にこういった業務委託につきましては指名競争入札等を用いている市が多いと認識しております。

次に、プロポーザル方式につきましては、提案内容の優れたものによって仕様を作成することが効果的であると判断される業務におきまして適用することがございまして、具体的には、コンサルティング業務ですとか大規模な設計業務、またICTシステムの構築に関する業務等においてプロポーザル方式を導入することにより、価格競争だけではなく提案内容の質を重視する業務において、主管課の意向があった場合には契約課と協議しまして、その実施を行っているところでございます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○鎌田 享美術館副館長 一部答弁が前後いたしまして申し訳ございません。委員の中で御質問がありました令和元年度から総合管理を導入した理由、及びその期間の考え方について、まず御説明いたします。それ以前の時期には、監視警備業務、機械の運転保守業務、そして清掃業務の三つの分野に分かれておりました。しかし、これらの3分野を統合し、なお加えて複数年での契約を行うことによってコストダウンを図り、かつ各業者間での融通を利かせることで業務の質を上げるということを考えまして、総合管理と当初2年間の長期契約というものを結んでおります。2年間の長期契約を2回経た段階で、これらの手法が有効であるということが分かりましたので、さらに1年延ばしまして、令和5年度からは3年間の長期契約を行うことによって、安定的な業務の継続を行えるようにと考えた次第でございます。

最後に、運営協議会等での直営、あるいはそのほかの運営制度の検討状況についてでございますが、運営協議会では度々、府中市美術館の運営方式について話題になります。その中で出てくる話題としては、府中市の美術館は直営で府中市が直接運営しているがために、市のバックアップも多く、非常に充実した活動ができること、また、市民に対して教育や子育て、まちづくり等のほかの分野、市のほかの施策とも連携しながら、府中市全体を盛り上げるような活動ができることが非常に高く評価されております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。西の委員。

○西のなおみ委員 ありがとうございました。資格の厳しさについては、具体的にありがとうございます。ISOのこととかが、こうやって具体的に仕様書に入っているというのはあまり見たことがないかなと思っていたんですけども、労働環境を守るということは、美術館の安全性を保つというのはやっぱり必要かなと思って今聞いておりました。

入札の方法については、今回問題になっているのは、この資格要件に当てはまらないのに指名がかかっているのにというようなニュアンスがあるのかなと思ったのでお聞きをしました。プロポーザルにこういった要件を入れての入札が考えられるのかともいろいろ考えながらお聞きしていたんですが、おっしゃるように、コンサルだったり、いろんな自由な提案を求める場合にはプロポーザルというのは非常に有効だと思うんですが、今回のような安全性を保つとかというところになると、確かに仕様書にきちんと定めたほうがいいのかなとも考えました。

期間については分かりました。総合管理業務委託にすることによってコストダウンも

あるんですが、質を上げるということについては有効性が認められたので、3年に延びたということで、この件についてはそうなのかなと思います。

協議会の議論についても、私もいろいろ読ませていただいたりしたんですけども、おっしゃるように、市としての有効活用をするという意味では、指定管理というのも考えられるのかとも思うんですが、直営でしっかりとやっていくというところが府中市の美術館の在り方だというようなことが本当に多くの協議員たちもおっしゃっているので、そこは確かにそのように思いました。

取りあえず以上です。後で意見を申し上げます。

○松村祐樹委員長 そのほか御発言はございますでしょうか。杉村委員。

○杉村康之委員 幾つかお聞きします。陳情書にある要望事項の資格要件が2個あるんですけど、会社の実績と、あと個人の管理する方の経験と二つありますが、後者の経験のほうで、落札後にそういう方を雇用するということでも可能なんでしょうか。そのためには、落札してから短時間で雇用しなきゃいけなくなるのかと思うんですけど、時間的な余裕というのはどうぐらいあるのかということを聞かせてください。

それから、この要件自体は作品を守るために必要なものかなと思うんですけども、さっきから話題になっているように、資格のない、要件を満たさないような会社になぜ声をかけているのか、示しているのか、ほとんどそうなんじゃないかなと思うんですね。市内のビル管理の案件でよく出てくる名前の会社がほとんどなんですが、特にサンライズなんていうのは業界ではトップクラスの会社だと思うんですが、そういうところでも持っていないような資格の要件を求めている割には、そういうところばかり声をかけているなという印象がこれを見るとあります。どうしてそうなるのかということを聞かせてください。

先ほど、声をかけて、それを断るのは印象が悪いので通らないような金額を入れているという陳情者の方の御意見もありましたが、そういうことについては、断ることについては印象が悪いんだということに、受けるほうの人たちはそう思うと思うんですけど、市としてはその辺をどう考えているんでしょうか。

取りあえず三つ。

○松村祐樹委員長 順次答弁願います。どうぞ。

○鎌田 享美術館副館長 まず初めの質問、個人の経験のことと、そうした方を落札後、後々雇用することが可能であるかという質問についてですが、こちら、陳情書の文章が、美術館の業務の資格要件と、一部中略があるために分かりづらくなっているんですけども、「美術館・博物館における受付看士業務の管理責任者としての経験を1年以上有する者」というのは、この文章全体にかかってくるものではなく、責任者1名のみに求めていた資格でございます。もちろん、こうした資格を持っている方を落札後、美術館に書類を提出していただく期間、令和5年度の場合には1週間を設けましたけれども、その期間に雇用していただいても一向に構いません。

ただ、その一方で、併せて「当館と延べ床面積が同等以上の博物館法上の登録博物館での」「業務実績を要すること」という文言がありますので、既に落札した業者はこうした経験を持っている方が当然いるものと考えております。ですので、そうした方を充てれば、こちらの個人の要件というのは必然的に満たせるだろうということが考えられます。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○上野紘美契約課長補佐 次に、落札後の時間的な余裕につきましてお答えいたします。このくらいの規模の入札になりますと、大体3月中旬に開札を行います。年間契約ですので、4月1日から履行となりますので、約半月の時間的な余裕がございます。

続きまして、資格のない業者に指名をしているのはなぜかという御質問ですけれども、指名段階におきましては通常、継続的な業務で過去に入札実績がある案件については、

本市における過去の類似業務や他市の入札状況等を考慮し、指名を行っておりまして、指名の際には受託者、従事者に必要な資格を定めている旨の特記様式を添付し、見落としがないよう注意喚起をしているところでございます。また、辞退が多い案件で辞退理由が資格要件にある場合、主管課にその資格の的確性を協議することで、仕様書の見直しにつながることもございます。

指名段階で資格の調査をもし仮にするとすれば、入札システムである電子調達サービスに事業者が申告した一部の契約実績や各社のホームページ等の情報を閲覧することになろうかと思いますけれども、事業者によっては申告、全てできませんので、あとは情報公開していかなかったりしますので、事業者の全ての契約実績や資格、従業員の資格情報を完全に把握することは難しいものと考えております、そういう入札できた情報を基に指名いたしますと、本来指名できたはずの市内業者を除外してしまう懸念もございます。一方で、複数者が資格を満たしていることが確認できた上で指名することが望ましい面もございますので、今後対応を検討してまいります。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 どうぞ。

○遠藤勝久契約課長 次に、辞退に対する市の考え方でございますけども、先ほども御答弁させていただいたとおりに、辞退に対するペナルティーはございませんが、この入札会につきましては市と事業者双方で行っていくものになりますので、きちんとしたそういうこと、辞退に対するペナルティーがないことが事業者の間違った認識につながらないように、これからも丁寧に周知を図ってまいりたいと考えております。

また、辞退いただくことによって、その際に辞退理由を記載していただくことがございますので、そういうものも私たちの中では今後の仕様書づくりの参考になっているものでございますので、そういうことをきちんと事業者のほうには伝えさせていただいて、よりよい契約制度になるように改善を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松村祐樹委員長 答弁が終わりました。杉村委員。

○杉村康之委員 分かりました。一つ目、雇用の件は分かりました。落札してから雇用するということでも可能だということですね。それにしても、時間的にもそんなに長い時間があるわけじゃないので、実際には落札してから雇用するというのは難しいところもあるんじゃないかなと思うんで、やはり事前に資格要件があるかないかということの何かしらの確認があったほうがスムーズにいくんじゃないかなと思います。ちょっと工夫をしていただけるかなと。

二つ目もそうでしたけど、資格がないところの指名というのが、今の説明で、全部を調べることはできないから、資格があっても外しちゃう可能性があるみたいなことですよね。そっちの可能性ももちろんあるので、全部調べてからというわけにもいかないと思うんですが、それにしても、今、補足資料で見させていただいたところを見ると、市内業者については資格要件を満たしていないところのほうが多いんじゃないかなという感じが、なので、今おっしゃっていただきましたけど、資格要件をちゃんと市としてもある程度は調べた上で指名をするということですね。

さっき、陳情者の方がおっしゃっていた一般競争入札が5,000万円以上じゃないと駄目だということであれば、今の指名でいくのであれば、ちゃんと資格要件を市としてもある程度調べてやることが余計な、1回指名した上で辞退するにしても、それは業者のほうにとっては手間はかかると思うので、余計なことを、印象が悪くなるんじゃないとか気を遣わせたりとか手間をかけたりとかということをさせないためにも、やはりある程度市として調べてから指名をすべきじゃないかなと思います。ということはしっかりとお願いしておきたい。

あと、さっき、今まで別々にやっていたけど、総合で1者に指名に、やり方を取っているということでしたけど、コストダウンになるというのはよく分かるんですが、専

門的な業務が一つあって、あと、専門性が特に問われない普通のビルの管理だとか清掃だとかというのを併せてしまっていることによって、ビルの管理を得意とするところが、美術館の専門性がないから受けられないということにもつながってしまうと思うんで、その辺はもう少し分割して、仕事を分けるということも一つ考慮したほうがいいかなとも思いました。それもぜひ検討していただければと思います。

最終的に競争が働かないんじゃないかということで陳情を出されているんですけれども、さつき言ったように、十分な準備をして指名してないと、わざわざ資格のないところばかり呼んでいるんじゃないかなって結果的には思われてしまうし、思う可能性もあるし、そう思われても仕方がないなという、専門性のないところしか呼んでないなという気もするので、そくならないように工夫をしていただきたいと思います。そこをちゃんと気をつけてやれば、今のやり方でも資格のある人が応札に応じて落札する可能性もあるので、一概に今のやり方だと競争が働かないとは言い切れないかなと思うので、資格も要件も内容的には作品を守るために必要な要件かなと思うので、この陳情については不採択といたしたいと思いますが、いろいろ工夫をしていただきたいと思います。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。前川委員。

○前川浩子委員 いろいろ聞かせていただきまして、ありがとうございます。私、非常に分からぬのが、市が調べないからとか市が言ってくれないからではなくて、業者のほうが、自分はその資格要件に合っているのか合っていないのかというのは分かっているはずなんですね。ビジネスってそういうものだと思うので、自分がこの資格要件がないからと思いながら札を入れるというのがどうなのかというのは私は非常に疑問に思いました。それをもって府中市が、現行の業者と担当課の過度な関係性があるとか、いわれのないことを言われているという。競争の原理が働いてないというのは、競争の原理というのは、行政、市がつくり出すものではなくて、ビジネスの世界ですから、行政と会社等々が対等の立場でやっていくものですね。それを市が悪い、市が悪いと言うのは非常におかしいと思いますし、私、美術大学を出ておりまし、美術館でも働いてきましたので、今回のことは非常に重く捉えております。

府中市の美術館も度々参っておりますが、資格要件が厳しいというのは当たり前の話で、ただの掃除じゃないんです。ただの空調じゃないんです。あそこにある30億円という財産を美術館が守っていると。地下の収蔵庫なんかに行きますと、ここまでかと思うぐらいの調整の仕方でやっているんですよね。そういうことをきちんと踏まえた上で、業者は自分が資格があるのかないのか分かっているはずですので、市の責任で、競争原理が働いておらずというのはおかしいと思いますし、前回の入札でサンライズが辞退したのは、結局サンライズが落札したけれども、サンライズは適切な書類を出せなかった、それはサンライズの責任であって、府中市の責任ではないですね。次に、見積り合わせになったわけですから。

落札できない値段がっておっしゃいますけれども、御社は近接した価格の中に入っているじゃないですか。言っていることがおかしいと思います。今日、御社からは、適切な整合性のある様々な理由を私はいただいたとは思っておりません。一般競争の入札後に、契約があるときに様々なことが分かるということもあるので、それは適切に手配していくいただきたいです。

後半のところの現場で働く方々がどういうふうになっているのかよく分かりませんが、これは私、読みまして、御社は、三幸コミュニティマネジメントは、現場で働く人を自社で手配ができないのかと疑うんですよ。きちんと資格要件を満たすことをやりつつビジネスを拡充していくのが、正しい道なんじゃないかと私は思っております。現行の業者と担当課の過度な関係性ということは、様々な臆測の下に書かれたことであり、それを受け入れることはできません。と同時に、議会にこのような契約に関するものが持ち込まれることは、私はあり得ないことだと思っています。私たち議員、そして議会は、契約に手を突っ込んで、誰かに有利になるようなことをすることはできませんから。私

たちの府中は談合事件というのがありますて、それから、市役所側も議員側も倫理高く、公正に公平に市政が行われるように努めてきておりますので、今回、この陳情が議会に提出されたことは私は非常に遺憾であると思っております。不採択を主張いたします。

以上です。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。西の委員。

○西のなおみ委員 いろいろお聞きしまして、今回陳情を出された裏には、背景には、入札での資格要件の問題と、あと資格を満たしていないがための辞退があつたり、その後の見積り合わせでも、指名された業者に資格要件が当てはまらないとか、何でこんなことになったのかなというのはいま一度契約課のほうでも考えていただけたらいいのかなと思っています。入札の在り方などについては議会でも議論していくべきだと思いますので、今回いろいろお話を伺いながら、今後もよりよい入札方法については議会でも議論が必要だと思っています。

美術館の入札について、先ほど協議会のお話をさせていただきましたけれども、協議会の中でも直営でしっかりとやっていってほしいという声がある中では、一部委託ということで民間が入っているが、仕様書によるものなので、民間のノウハウが生かし切れていないというような声があつたりもしていますので、また、この協議会の中でも、こういった議論を進めていただいて、しっかりと府内でもどう美術館を安全、そして市民のために運営していくかということと、入札の在り方というのをしっかりとこの機会に考えていただけたらと思います。

陳情者の方の御意見も伺いながら、お気持ちも一部分かるところはあるんですけれども、今回の美術館の入札の在り方については、私としましては、資格要件の厳しさは、労働者を守るという意味でも、ちょっと厳し過ぎるのかもしれません、必要なものだと思いますので、今回の陳情については不採択を主張させていただきたいと思います。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。佐藤委員。

○佐藤新悟委員 会派から出ておりませんので簡潔に。ただいまの議論を伺いまして、資格要件、また手続等において妥当と考えられますので、本陳情については不採択を主張します。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言はございますでしょうか。坂本副委員長。

○坂本けんいち副委員長 会派では委員が私しかおりませんので、副委員長の立場ではございますが、意見を述べさせていただきます。府中市美術館での企画展などでは、国内外の美術館や個人から貴重で高額な美術作品を借用していますが、特に近年、国指定文化財や海外美術館所蔵品の借用展示の機会が以前より多くなってきていると認識しております。作品の保護、安全を図るために、空調機器類を適切に運営し、適切な温度、湿度を厳密に維持することなどが借用先からの条件としても提示されており、さらに高度な警備環境が求められてきていることから、展示室内外の機械警備や人的警護体制など盤石な体制で臨む必要があります。

こうしたことから、府中市として美術館総合管理業務に対して経験実績は不可欠としており、その業務を十分に遂行できるか否かを判断するための実績条件と理解しております。過去の入札においても辞退数が少なかったことから、過度な制限にならないものと捉え、陳情文にある現行の業者と担当課の過度な関係性、また不利益な状況などには当たらないと考えます。府中市の資格要件は必須であると判断し、公明府中としては不採択を主張いたします。

○松村祐樹委員長 ほかに御発言ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松村祐樹委員長 御発言がないようですので、これより採決いたします。

採択に御異議がありますので、挙手により採決いたします。

本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松村祐樹委員長 挙手なしであります。よって、陳情第10号は不採択にすべきものと決定いたしました